

むつ横浜風力開発株式会社「(仮称)むつ横浜風力発電事業に係る環境影響評価方法書」に係る審査書

電気事業法第46条の5の規定に基づき、平成30年7月31日付けでむつ横浜風力開発株式会社より届出された「(仮称)むつ横浜風力発電事業に係る環境影響評価方法書」の審査書(発電所の環境影響評価に係る環境審査要領1.(2)⑤)は以下のとおり。

1. 環境審査

- (1) 方法書についての意見の概要及び事業者の見解 * 平成30年10月4日
- (2) 青森県知事意見 * 平成30年11月27日
- (3) 環境審査顧問会風力部会(第17回)
* 平成30年12月19日

①補足説明資料

②環境審査顧問会での主な指摘事項及び事業者対応方針

顧問の指摘	事業者の対応方針
・ラインセンサスよりポイントセンサスに重点を置き、鳥類相と飛翔高度を確認すること。 また、周辺を広く見渡せる場所等条件に合った場所に調査地点を設定すること。	・ご指摘を踏まえ、一般鳥類の調査内容について、検討します。
・ウグイス類の餌調査は採餌種に合わせて採取方法を検討すること。	・採餌種にあわせた調査手法を検討します。
・食物連鎖図については、環境区分の草地は湿性と乾性に、樹林は自然林と植林に分けて記載すること。	・準備書においてはご指摘の通り記載いたします。
・定量性を確保し、事業実施前後の変化が分かるような調査とすること。解析結果を想定して調査地点や方法を設定すること。	・事業実施前後の変化が分かる定量的な調査を検討します。また、解析結果を想定した調査地点や方法の設定を検討します。
・送電線の下が伐採跡地となっている。伐採跡地が猛禽類の餌場になったり、鉄塔が休息地になるなど、猛禽類が近づきやすい環境ということも考慮して調査すること。	・猛禽類の生息環境に留意しながら調査を進めます。

(1)～(3)の資料については、下記 URL を参照。

http://www.meti.go.jp/shingikai/safety_security/kankyo_shinsa/furyoku/index.html

2. 大臣勧告

特定対象事業に係る環境の保全についての適正な配慮がなされるよう、青森県知事の意見を勘案するとともに、意見の概要及び当該意見についての事業者の見解に配慮し、また、環境審査顧問会風力部会等の意見を踏まえ、別添のとおり勧告を行う。